

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野久子 ほか

被告 株式会社東芝 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 長野 寛 ほか

被告 株式会社東芝 ほか

準備書面(2)

平成28年3月9日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告株式会社東芝訴訟代理人

弁護士	西	迪	雄
	向	井	千
	富	田	美 栄 子
	渡	邊	和 之
	小	林	幸 弘
	吉	岡	雅 史



被告東芝は、原告唯野らの平成28年1月27日付け第4準備書面（以下「原告唯野ら第4準備書面」という。）に対し、次のとおり主張する。

なお、略語については、従前の例による。

- 1 原告唯野らは、第4準備書面の「第1」において、原賠法2条2項ただし書が東電自身の受けた損害を責任集中制度による免責の対象外とすることに着目し、

被告らが東京電力に納入した原子炉等（以下「本件原子炉等」という。）に欠陥があったこと及び東京電力がその欠陥により被害を被ったとして、「東京電力は被告らに損害賠償請求権を有しており、また、東京電力に対して権利を保全する必要のある原告らは、東京電力が被告らに有している求償権を代位行使することができる」（原告唯野ら第4準備書面2頁）との主張を追加し、さらに、同準備書面の「第2」において、本件原子炉等の欠陥なるものの主張を補充し、「本件原子炉等の欠陥については、次回以降の準備書面において、さらに主張を補充する予定である」（同9頁）という。

- 2 しかしながら、原告唯野らの追加主張は、結局、従前から主張する本訴請求②（東京電力が被告らに対して求償権なるものを有することを前提とした債権者代位権に基づく請求）と同様、東京電力が無資力であることを訴訟要件とする債権者代位権に基づく請求にすぎないところ、東京電力が無資力ではないことは被告東芝の答弁書19～22頁において主張したとおりであって、このことは、原告唯野らも自認するところである（原告唯野ら第2準備書面88～91頁、被告東芝準備書面(1)13～14頁）。
- 3 したがって、原告唯野らの上記追加主張は、これ以上の反論を要するまでもなく、訴訟要件を欠き、却下を免れないことは明らかである。
- 4 このように、原告唯野らの請求は、上記の追加主張を含め、本件原子炉等の欠陥に係る補充主張を検討するまでもなく、理由がないことは明らかであり、また、原告朴らの請求についても、既に主張は尽くされており、本件訴訟は「裁判をするのに熟した」（民事訴訟法243条1項）といえる状況にあるから、速やかに口頭弁論を終結のうえ、判決がなされるべきである。

以 上